4　この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

6　第三項又は前項によりなお効力を有するとされた無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等であって、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（以下「旧無線設備」という。）の技術基準適合証明等については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この省令による改正後の一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（旧無線設備と同一の電波の型式（設備規則別表第二号第12の5の規定に基づき電波の型式に冠して表示する占有周波数帯幅の許容値を含む。）及び空中線電力のものに限る。）の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

# 告示

**○総務省告示第二十四号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| ［一～五　略］ | ［一～五　同上］ |
| 六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性 | 六　［同上］ |
| 1　周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備 | 1　周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備 |

| 項目 | 特性 |
|---|---|
| | 陸上移動局 |
| 基地局 | |
| 感度 | ［略］ | 希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（チャネル間隔が一八〇kHzの陸上移動局にあつては（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・ |

| 項目 | 特性 |
|---|---|
| | 陸上移動局 |
| 基地局 | |
| 感度 | ［同上］ | 希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（チャネル間隔が一八〇kHzの陸上移動局にあつては（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・ |